

がけ地近接等危険住宅移転事業のご案内

福岡県では、平成24年7月及び平成29年7月に発生した九州北部豪雨をはじめとする土砂災害により、大きな人的・物的被害を被っております。

こうした土砂災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、福岡県では、がけ地の崩壊等のおそれがある地域にお住まいの方を対象にした「がけ地近接等危険住宅移転事業」を市町村が行う場合に、市町村へ補助することで、県民を支援しております。

1. がけ地近接等危険住宅移転事業とは

がけ崩れなどの危険がある区域（がけ地近接等危険区域）内にある既存の住宅（危険住宅）を除去し、安全な場所へ移転（新築、購入）する住民に対して、国、県及び市町村が一体となって移転費用の補助を行う事業です。

県は市町村を通じて補助を行いますので、お住まいの市町村がこの事業を実施することが必要です。詳しくは、お住まいの市町村へお尋ねください。

<補助制度のある市町村：北九州市、福岡市、八女市、豊前市、中間市、うきは市、朝倉市、糸島市、東峰村>

○補助の対象となる「がけ地近接等危険区域」及び「危険住宅」とは以下の表のとおりです。

がけ地近接等危険区域		危険住宅
1	福岡県建築基準法施行条例第5条により、建築が制限されている範囲（*1）	昭和49年6月以前から左記の制限範囲内に建っている既存の住宅
2	土砂災害特別警戒区域（*2）	県が左記の区域を指定する以前から区域内に建っている既存の住宅
3	急傾斜地崩壊危険区域（*3）	

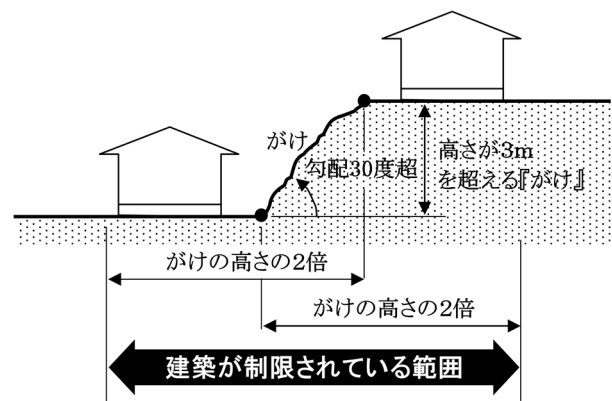
（*1）「福岡県建築基準法施行条例第5条」は「がけ条例」とも言われます。条例で「建築が制限されている範囲」は右図に示した範囲をいいます。

（*2）「土砂災害特別警戒区域」とは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂法）に基づいて、県が指定する区域をいいます。

⇒（裏面3をご参照下さい）

（*3）「急傾斜地崩壊危険区域」とは、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて、県が指定する区域をいいます。

※「住宅」には、併用住宅を含みます。



福岡県

2. 補助金額について

(補助金額は、平成30年度の国、県、市町村補助の合計額です)

(1) 除却等費

危険住宅の撤去費、動産移転費、仮住居費などの費用に対し、1戸当たり802千円を上限として補助します。

(2) 建物助成費

危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(必要な土地の取得を含む)をするために要する資金を金融機関等から借入れた場合、借入金の利子相当額を補助します(借入れ利率年8.5%を限度)。

ただし、1戸当たりの限度額は、4,150千円(建物3,190千円、土地960千円)です。

* 特殊土壌地帯(行橋市、豊前市、京都郡、築上郡)については、1戸当たりの限度額が7,227千円(建物4,570千円、土地2,060千円、敷地造成597千円)となります。

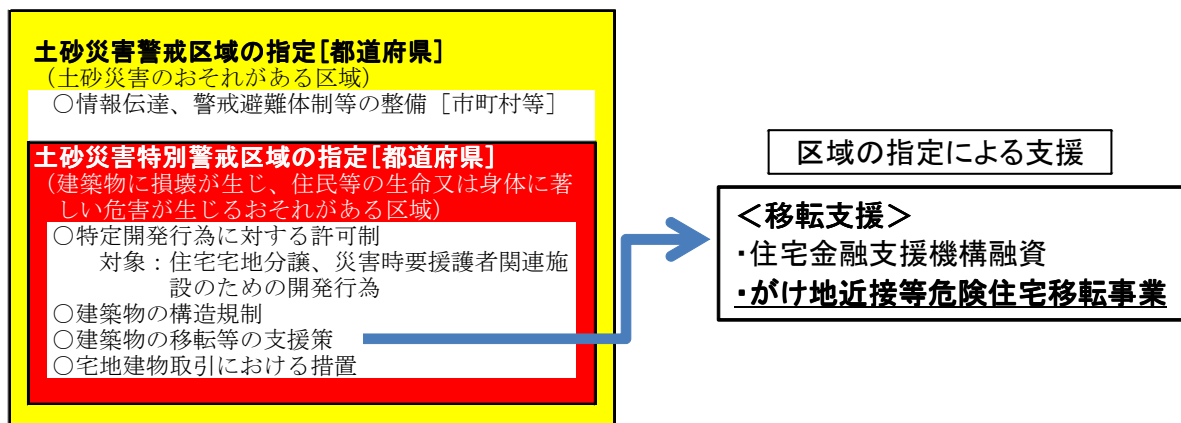
(3) 補助金負担割合

国費：1/2、県費：1/4、市町村費：1/4

3. 土砂災害特別警戒区域について

福岡県では、平成30年3月30日現在、土砂災害のおそれがある区域のうち、建築物に損害が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域(土砂災害特別警戒区域)を16,096箇所指定しております。土砂災害特別警戒区域の具体的な指定箇所は、福岡県砂防課のホームページ(<http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/>)のほか、市町村、各県土整備事務所及び県庁砂防課で確認することができます。

○土砂法における「土砂災害特別警戒区域」について



※住宅金融支援機構では、土砂災害特別警戒区域からの移転勧告を受けた住宅等を対象とした融資、「地すべり等関連住宅融資」があります。詳細は、住宅金融支援機構(電話番号:0120-0860-35)へお尋ね下さい。

【問い合わせ先】

- ・事業の実施の有無、手続きや個別のご相談は、お住まいの市町村へ問い合わせください。
<補助制度のある市町村:北九州市、福岡市、八女市、豊前市、中間市、うきは市、朝倉市、糸島市、東峰村>
- ・事業の概要その他については下記までご連絡ください。

福岡県 建築都市部 建築指導課 企画係

TEL 092-651-1111(内線4684)

E-mail: kenshido@pref.fukuoka.lg.jp